

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令の概要

1 趣旨

「退職管理基本方針」（平成22年6月22日閣議決定）において、「現在、役員出向の対象とはされていない特殊会社、民間法人化された特殊法人・認可法人等について、…役員出向の対象とすることについて、速やかに検討の上、所要の見直しを行う」こととされたことに伴い、国家公務員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に当たりその在職期間が通算されることとなる法人について、対象を追加するものである。

2 内容

国家公務員が職員及び役員として出向した場合に退職手当に係る在職期間が通算される法人は、以下のとおり。

- (1) 職員出向法人として新たに追加するもの（国家公務員退職手当法施行令第九条の二（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人））

9 法人

- (2) 役員出向法人として新たに追加するもの（国家公務員退職手当法施行令第九条の四（国家公務員退職手当法第八条第一項に規定する政令で定める法人））

38 法人

併せて、関係政令について所要の改正を行う。

3 閣議日

平成22年7月16日

4 施行期日

公布日